平成２２年（フ）第７０号
茨城県潮来市小泉南2353番地５
債務者　出沼　康子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７１号
茨城県行方市山田1432番地３
債務者　塙　　正美
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８７号
茨城県神栖市賀2100番地26
債務者　森下　悦子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８８号
茨城県神栖市賀2100番地26
債務者　森下　信二
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８９号
茨城県鹿嶋市奈良毛456番地１　メゾン奈良毛C
債務者　多田　里実（旧姓額賀）
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６３号
群馬県桐生市東１丁目２番31号
債務者　吉田千賀子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６７号
群馬県桐生市広沢町間ノ島200―12　カーサ・グッチーノ206号、住民票上の住所群馬県桐生市広沢町１丁目2600番地の７
債務者　木暮　教昌
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７４号
石川県加賀市大聖寺八間道85番地、従前の住所石川県白山市鹿島町ろ100番地５
債務者　奥野　幸枝（旧姓嶋中）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８５号
石川県加賀市山代温泉12の33番地２、従前の住所神戸市西区秋葉台１丁目56番地の102
債務者　谷口　泰信
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２５１号
兵庫県伊丹市高台３丁目70番地　サニーハイツ高台Ａ棟202号、前住所大阪府守口市大庭町１丁目３番５号
債務者　西川　楢幸
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５２号
兵庫県伊丹市高台３丁目70番地　サニーハイツ高台Ａ棟202号、前住所大阪府守口市大庭町１丁目３番５号
債務者　西川　照子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５３号
兵庫県伊丹市北伊丹３丁目133―１　Ｍ・Ｍハイツ202、住民票上の住所大阪市生野区田島４丁目20番３―401号
債務者　黒田　大介
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５８０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―110号
債務者　小山　秀雄
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８１号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―110号
債務者　小山　圭子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９０号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘２丁目５番25号
債務者　田中　愛乃
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
奈良県大和郡山市九条平野町３―８　村上修方、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字鍵281番地の１
債務者　佐藤　孝子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所